平成２９年（フ）第９５２５号
東京都板橋区板橋３丁目33―18
破産者　山川　和人
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８号
東京都町田市小山町3491―１　サンフラワーⅡ　201
破産者　内田　隆司
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６３号
東京都千代田区外神田２丁目17番３号
破産者　株式会社ＡＢホールディングス
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９０号
東京都杉並区高円寺北２丁目22番３号
破産者　株式会社リンクスアドバタイジング
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３６号
埼玉県川口市飯原町１番５―902号　ダイヤモンドコート
破産者　株式会社エラン・ヴィリル
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３７号
熊本県熊本市中央区国府２丁目５―34―105　ロイヤルシャトー出水、開始決定時の住所埼玉県川口市飯原町１―５―902
破産者　緒方　　仁
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４０１号
東京都武蔵村山市神明３丁目80―１　エトワールⅡ202
破産者　馬野　駿樺
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４６７号
東京都練馬区谷原４丁目11―38―103
破産者　伊藤　和雄
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７４６号
埼玉県さいたま市中央区本町西５丁目３―７―202、開始決定時の住所東京都板橋区前野町５丁目33―５　ＳＫヒルズⅠ　101
破産者　西島　啓介
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８１１号
東京都杉並区天沼１丁目13―６―106
破産者　楠野　孝行
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８１７号
東京都小平市小川東町３丁目５―10―504
破産者　伊澤　秋子（旧姓大作）
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９０５号
東京都練馬区関町北１丁目26―７―２Ｆ
破産者　冨田　千鶴
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９０６号
東京都練馬区関町北１丁目26―７―２Ｆ
破産者　冨田　　桜
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９５７号
東京都府中市是政１丁目44―59
破産者　上野　庄助
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９７４号
東京都板橋区大谷口上町54―５　１Ｆ
破産者　明神　良彦
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９９４号
東京都港区白金５丁目８―７
破産者　原　　景虎
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０３８号
東京都板橋区加賀２丁目18―１　アーバンフラッツ加賀Ａ棟203
破産者　山中　秀夫
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０４４号
埼玉県さいたま市浦和区領家１丁目７―14―201
破産者　北島タウイラタ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０４８号
埼玉県草加市氷川町2121―３―304
破産者　本田　真志
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０４９号
千葉県野田市春日町７―11　フレグランス春日Ｂ―101
破産者　坂本　　恵（旧姓本田）
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部